

## ①災害時緊急遺体搬送出動中の補償内容

- (1) 災害時緊急遺体搬送出動中(出動を命じられた被保険者が、自宅を出て、任務を終えて自宅に戻るまで)に急激かつ偶然な外来の事故による死亡・後遺障害・ケガに対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金が支払われる。
- ※ 天災危険補償特約をセットしており、一般的には補償対象外となる「地震、噴火またはこれらによる津波」も補償される。
- (2) 災害時緊急遺体搬送出動中に発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことによって賠償責任を負った場合に対して、損害賠償金が支払われる。
- (3) 災害時緊急遺体搬送出動中に発生した偶然な事故により、被保険者の所有の身の回り品(携行品)の損害に対して、携行品損害保険金が支払われる。

## ②支払われない主な事由

- ・疾病(風邪等含む)、脳疾患 等
  - ・自殺、犯罪、闘争行為(ケンカ等)
  - ・酒気帯び運転
  - ・核燃料物質等(いわゆる被曝被害等)
  - ・むちうち症等医学的他覚所見のないもの
  - ・戦争、暴動 等
- ※ 交通事故の補償については、原則として、当該車の「自動車保険」による。

## ③保険料の負担

一般社団法人全国靈柩自動車協会が「予備費」にて負担する。  
ただし、保険契約期間(1年毎更新)中、災害時緊急遺体搬送出動が1回も無かった場合の最低保険料(年間500円)は「災害時対策委員会経費」より支出する。

④ 契約予定の保険金額および保険金

保険金額	傷害 補償 (※)	死亡・後遺傷害	3, 000万円
		入院日額	15, 000円
		通院日額	10, 000円
	損害賠償	1億円(自己負担なし)	
	携行品損害	10万円(自己負担 3, 000円)	
保険料 (1名あたり)	2日(1泊2日まで)	2, 225円	
	4日(3泊4日まで)	2, 513円	
	7日(6泊7日まで)	2, 819円	
	14日(13泊14日まで)	3, 996円	
	1ヶ月まで	6, 579円	

※ 傷害補償については、天災危険補償(地震・噴火・津波等)特約をセット。